

## 坂戸市イメージキャラクター「さかろん」着ぐるみ貸出基準

(趣旨)

第1条 この基準は、坂戸市イメージキャラクターさかろんの着ぐるみ（以下、「さかろん着ぐるみ」という。）の貸出しに関し、必要な事項を定めるものとする。

(貸出期間)

第2条 さかろん着ぐるみの貸出期間は、5日以内とする。ただし、市長が必要と認めた場合は、貸出期間を延長することができる。

(貸出承認の申請)

第3条 さかろん着ぐるみを使用しようとする者は、貸出期間の初日から起算して3か月前の日から1週間前の日までに、さかろん着ぐるみ貸出承認申請書（様式第1号）に企画書その他の書類を添付して市長に提出し、その承認を受けなければならない。

市の機関が使用する場合も同様とする。

(貸出承認)

第4条 市長は、前条の規定による申請書の提出があった場合は、その内容が次の各号のいずれかに該当するときを除き、さかろん着ぐるみの貸出を承認するものとする。

- (1) 個人的な行事等で使用しようとするとき。
- (2) 安全性への配慮を欠き、又は毀損若しくは汚損のおそれがあるとき。
- (3) 坂戸市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあるとき。
- (4) さかろん着ぐるみの正しい使用方法に従って使用されないおそれがあるとき。
- (5) 法令に違反し、又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するおそれがあるとき。
- (6) 特定の個人、政党若しくは宗教団体を支援し、若しくは支援しているような誤解を与え、又は与えるおそれがあるとき。
- (7) 暴力団、暴力団員又はこれらのものと社会的に非難されるべき関係を有する者が利用しようとするとき。
- (8) その他さかろん着ぐるみの利用が適当でないと市長が認めるとき。

2 市長は、前項の規定により、さかろん着ぐるみの使用を承認した場合は、さかろん着ぐるみ貸出承認通知書（様式第2号）により、さかろん着ぐるみの使用を承認しない場合は、さかろん着ぐるみの使用不承認通知書（様式第3号）により当該申請者に通知するものとする。

(使用上の順守事項)

第5条 さかろん着ぐるみを使用する者（以下、「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された使用目的のみに使用し、市長の指示する使用条件に従うこと。
- (2) 坂戸市及びさかろん着ぐるみのイメージを損なうような使用をしないこと。
- (3) さかろん着ぐるみを転貸しないこと。
- (4) さかろん着ぐるみを常に良好な状態で管理すること。
- (5) 火気及び危険物の周辺で使用しないこと。

(6) 雨天又は降雪時に屋外で使用しないこと。

(承認内容の変更)

第6条 使用者は、申請書の承認内容について変更しようとするときは、直ちに市長へ申し出、承認内容の変更について承認を得なければならない。

(使用状況の報告)

第7条 使用者は、速やかに、使用状況についてさかろん着ぐるみ使用状況報告書(様式第4号)に使用写真又は画像データを添付して、市長に提出しなければならない。

2 使用者は、さかろん着ぐるみを返却する際には、市職員の点検を受けなければならない。

(原状回復)

第8条 使用者は、さかろん着ぐるみを汚損した場合は、使用者の責任と負担により、修理又はクリーニングを行い、原状に復さなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市長がさかろん着ぐるみの修理又はクリーニングが必要であると認めるときは、使用者はこれに従わなければならない。

(貸出承認内容の取消)

第9条 市長はさかろん着ぐるみの使用がこの貸出基準及び承認内容に違反していると認められる場合は、さかろん着ぐるみの使用の承認を取り消すことができる。

2 前項の承認の取消しは、その理由を明記した書面により通知するものとする。

3 市長は、承認を取り消されたことにより生じた損害について、賠償する責任を一切負わない。

(管理者の責任)

第10条 市長は、さかろん着ぐるみの使用により、使用者が被った被害又は第三者に与えた損害に対して、一切その責めを負わない。

(補則)

第11条 この基準に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この基準は、平成28年10月12日から施行する。